

各地域別 申告受付日時

西条地域

日程	対象地区	受付時間	会場
16日(月) 17日(火)	氷見	9:00~11:30 13:00~15:30	市庁舎新館 4階 405会議室
18日(水)	禎瑞、橋		
19日(木) 20日(金)	飯岡		
24日(火)	氷見、禎瑞、橋		
25日(水) 26日(木)	玉津		
27日(金)	神戸、加茂、大保木		
2日(月) 3日(火) 4日(水) 5日(木) 6日(金)	飯岡、玉津		
9日(月) 10日(火)	神拝		
9日(月) 10日(火)	西条		
11日(水) 12日(木) 13日(金)	大町		
16日(月)	西条、神拝、大町		

丹原地域 (2月16日~3月3日)

日程	対象地区	受付時間	会場
16日(月)	臼坂、石経 志川、明穂	9:00~11:30 13:00~15:30	丹原サービス センター 2階
17日(火)	来見		
18日(水)	古田、高知、鞍瀬 明河、千原、楠窪		
19日(木)	長野、徳能、徳能出作 古田新出		
20日(金)	田野上方、丹原		
24日(火)	高松		
25日(水)	関屋、湯谷口 久妙寺、南部		
26日(木)	池田		
27日(金)	田滝、田滝前、願連寺		
2日(月) 3日(火)	今井、寺尾 北田野、川根		

申告受付期間中の注意

- 市内全地区日程は設けていません。できる限りお住まいの地区の日程で申告してください。
- 複数日程の地区は初日が混み合う傾向があり、全日程、長時間お待たせする場合があります。ご自身で申告できる方は、郵送などで申告してください。
- 期間中は、税務担当職員が各会場に出向くため、市庁舎・西部支所の税務窓口での申告受付はできません。
※期間中に関わらず、丹原・小松サービスセンター窓口での申告受付はできません

問合せ ○市庁舎本館 2階 課税課 Tel0897-52-1317

○西部支所 総務管理課税務係 Tel0898-64-2629

東予地域

日程	対象地区	受付時間	会場
16日(月) 17日(火) 18日(水) 19日(木) 20日(金) 24日(火) 25日(水) 26日(木) 27日(金)	多賀(三津屋) 多賀(～北条1099番地) 多賀(北条1100番地～) 国安(新市) 国安(高田、桑村) 国安(国安) 吉岡 (安用、安用出作、新町) 吉岡(上市、広岡、石延) 三芳(～三芳1199番地) 三芳(三芳1200番地～)	9:00~11:30 13:00~15:30	市庁舎新館 4階 405会議室
2日(月)	庄内(福成寺、宮之内、 大野、黒谷)		
3日(火)	庄内 (旦之上、河之内、実報寺)		
4日(水)	楠河(楠)		
5日(木)	楠河(河原津、河原津新田)		
6日(金)	壬生川 (明理川、円海寺、喜多台)		
9日(月)	壬生川(壬生川)		
10日(火)	壬生川(大新田)		
11日(水)	周布(～周布899番地)		
12日(木)	周布(周布900番地～)		
13日(金)	周布(吉田)		
16日(月)	吉井(玉之江、広江)		
	吉井(石田、今在家)		

小松地域 (3月5日~16日)

日程	対象地区	受付時間	会場
5日(木)	東町、横町、本町 旭町、坂の下、南川	9:00~11:30 13:00~15:30	小松サービス センター 4階大会議室
6日(金)	妙口原、中町、西町 北町、岡村、藍刈		
9日(月)	北川、大開 玉河町、石鎚 石鎚団地、宝来町		
10日(火)	西大頭、中大頭 東大頭、都谷		
11日(水)	妙口上、妙口下 新屋敷、一之宮団地		
12日(木)	大郷、湯浪、新宮 藤木、駅前		
13日(金)	旧藩、御殿 川原谷、舟山		
16日(月)	安井、明穂、一本松		

市県民税・ 国民健康保険税の 申告をお忘れなく!

受付期間 2月16日(月)▶3月16日(月)



申告に必要な物

- 個人番号を確認できる書類および本人確認書類
マイナンバーカードまたは通知カードと免許証など
- 「令和7年分確定申告のお知らせ」はがき
※税務署から届いている方のみ
- e-Tax (国税電子申告納税システム) 利用者識別番号 (ID)・パスワード
※税務署から交付されている方のみ
- 扶養親族などとして申告する人の個人番号が分かるもの
- 収入(所得)を証明する書類
○令和7年中に支払いを受けた給与・公的年金・配当などの源泉徴収票、支払調書、生命保険契約などに基づく満期(解約)返戻金や個人年金などの支払証明書

- 収支内訳書とその立証資料(帳簿、領収書など)
※営業・農業・不動産収入のある方
- ※収支内訳書をできる限り事前に作成してください

控除を証明する書類

- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 国民年金保険料などの支払証明書
- 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
- ※必ず事前に作成してください

- 申告者名義の金融機関・口座番号が分かるもの
所得税の還付が生じた際に必要です

申告が必要な方

- 令和8年1月1日現在、西条市に住所があり、前年中に次の項目に当てはまる方
 - 営業・農業・不動産(地代・年貢などを含む)・日雇い・アルバイトなどの収入があった方
 - 給与所得者で、給与以外の収入があった方、2カ所以上から給与を受けた方
 - 年末調整を受けたもの以外の控除(医療費控除や寄附金控除など)があった方
 - 生命保険契約などに基づく満期(解約)返戻金や個人年金などがあった方
 - 収入がなかった方

申告が不要な方

- 税務署で所得税の確定申告をする方
- 収入が年末調整をした給与のみの方
- 年金収入のみで、その金額が次に当てはまり、かつ、所得税が源泉徴収されていない方
 - 65歳未満…98万円以下 65歳以上…148万円以下
(年齢は令和7年12月31日現在)
- ※年金収入のみで確定申告が不要な方も、市県民税の申告をすることで、市県民税額が下がる場合があります

税務署での確定申告が必要な方(市役所では受け付けできない方)

- 青色申告をする方
- 土地建物や株式などの譲渡所得があった方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方

確定申告会場(伊予西条税務署)の開設期間

- ▶日時 2月16日(月)～3月16日(月)の平日
8時30分～15時(相談開始は9時～)
※土地建物の譲渡や贈与税に関する相談は3月2日(月)～
- ▶整理券配布方法(会場へ入るには入場整理券が必要)
①オンライン(LINEアプリ)で事前発行
※日時指定可

②会場で当日配布

※当日分のみ。先着順で配布

※申告当日はスマホ、マイナンバーカード

および2種類の暗証番号を必ず持参



問合せ 伊予西条税務署個人課税部門 Tel0897-56-3292